「子どらの権利条約」を売い

――十三歳の少女が訴えたこと「子どもの権利条約」を読む

●早稲田大学教育学部教授

んです。

町田守弘(まちだ・もりひろ)

○○三年三月二十七日付の『朝日新聞』に「十三歳米少女が反戦演説」という記事が掲載された。カナダの国境女が反戦演説」という記事が掲載された。カナダの国境いう。少女は子どもの人権問題を扱うサイトなどを精力的に検索して様々な調査を実施し、その結果をもとに的に検索して様々な調査を実施し、その結果をもとに「私たち、子どもの声が聞こえますか」と訴える作文を書き上げ、スピーチをした。『朝日新聞』に「十三歳米少れた訳文(藤原泰子・訳)の中には、次のようなメッセージがあった。

しようとしているのは、私みたいな子どものことなきゃいけないことが分かるはずです。みんなが破壊よく見て下さいね。イラクを攻撃するときに考えなみたいな。(中略)だから、私のことを見て下さい。私の子どもなんです。一二○○万人の子どもです。私

もくれる。少女はさらに、次のように訴えた。ついて相対的な価値観で論ずることの虚しさを知らせて訴えには確かなリアリティが感じられる。戦争の是非にによって報道される戦争記事の中で、この少女の素朴なハイテク武器、情報戦、心理戦、長期化等々のことば

ぎて、遠すぎて届かない子どもたちとして。声が小さすいるイラクの子どもたちとして。何一つ自分たちでいるイラクの子どもたちとして。何一つ自分たちで悪いことが起きるのをどうしようもなくただ待って悪けっただし、「私」ではなく、「私たち」として。

イラクの二四○○万人の国民の半分が十五歳より下

について考えようとしたそのときに、 この「いのちを継ぐ」という特集でまさに「いのち」 かけがえのない

ばかりの新たな世紀に、世界は再び戦争へと突き進み、 戦争の世紀でもあった二十世紀の反省のうえに出発した 「いのち」が深刻な危機にさらされる戦争が勃発した。

することができるのか、身近なところから考えを進める くしたちは何をしなければならないのか、そもそも何を

破滅への一歩を踏み出してしまうのだろうか。いまわた

しかない。 十三歳の少女のまなざしは、子どもの「い のち」をと

子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約で 権利条約」に深く関わる内容となった。基本的な人権 四回国連総会において満場一致で採択された「子ども が

らえている。それは、一九八九年十一月二十日に第四十

あるが、一九○を超える国と地域が締結している。

九九四年四月二十二日にこの条約を批准

世界で 日本

争と向き合わざるを得なくなったいま、改めて「子ども)権利条約」を読んで、子どもたちの「いのち」につい 五八番目の締約国となった。国際社会が様々な形で戦

カ条)、第Ⅱ部 (四カ条)、第Ⅲ部 「子どもの権利条約」は、前文(一三項)、第I部 (九カ条) の合計五 回

て考えをめぐらすことにしたい。

少女のメッセージに特に関連するのは、第六条と第一二 利」の実態が細かく規定されている。先に紹介した

兀

[カ条から成る。このうち第Ⅰ部に、

具体的

な「子ども

条および第一三条である。 第六条は二項から成るが、 日本政府の訳文によれば次

のように記されている。

権利を有することを認める。 1 締約国は、 すべての児童が生命に対する固有の

範囲において確保する。 締約国は、 児童の生存及び発達を可能な最大限

うに表現されている。 上で公開しているが、それによれば同じ第六条は次のよ 日本ユニセフ協会では 「抄訳」 を出 してホ ームページ

なければなりません。 はその権利を守るために、できるかぎりのことをし すべての子どもは、生きる権利をもっています。国

はなく、 この「生きる権利」はもちろん子どもに限ったもので 日本国憲法においてもすべての人に保障された

る必要がある。 子どもに対しては親や国家によってしっかりと保障され権利である。ただし、特に単独で生活することが困難な

小口尚子と福岡鮎美による『子どもによる 子どもの小口尚子と福岡鮎美による『子どもの権利条約』。(小学館、一九九五・八)ための「子どもの権利条約翻訳・創作コンテスト」において最生き生きとしたことばによって「子どもの権利条約」の生き生きとしたことばによって「子どもの権利条約」の生き生きとしたことばによって「子どもの権利条約」のすっすった。その条文には「いのちのこと。」というタイトルが付けられている。

とは、/絶対ない。とか、/痛い思いをしなきゃいけない、/なんてことか、/痛い思いをしなきゃいけない、/なんてことが、/痛い思いをしなきゃいけない。/ほかの人に殺1 ぼくらは、生きてていいんだ。/ほかの人に殺

ほしい。て、育っていけるように、/できることは全部して、育っていけるように、/できることは全部して2.だから、どんなときも、/ぼくらが元気に生き

で十四歳の生徒のそれぞれの訳によって引用したわけだて十四歳の生徒のそれぞれの訳によって引用したわけだて十四歳の生徒のそれぞれの訳によって引用したわけだい。最後に引用した訳文が特に強いインパクトをもってから解放され、生き生きとしたことばによって表現されるとき、メッセージは強く相手の心に響くことができる。るとき、メッセージは強く相手の心に響くことができるの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうのを利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうのを利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうのを利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうでは、この「いのちのこと」の原点に

会による抄訳で紹介する。 定されているわけだが、紙幅の関係から日本ユニセフ協謳われている。それは主に第一二条および第一三条に規はこのこともまた、「子どもの権利条約」の中に明確にはこのこともまた、「子どもの権利条約」の中に明確にところで前に引用した箇所において、少女は自らのメ

て自由に自分の意見を表す権利をもっています。そ第一二条 子どもは、自分に関係のあることについ

されなければなりません。の意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮

だし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。や考えを伝える権利、知る権利をもっています。た第一三条 子どもは、自由な方法でいろいろな情報

「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの高見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの高見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの高見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明 「子どもの権利条約」を読むことは、大いに意 は いることに相違ない。

http://www.wiretapmag.org/story.html?StoryID=15291

六

《参考文献》

『季刊子どもの権利条約』(エイデル研究所、一九九

究所、 権利 条約』(ポプラ社、 条約を読み解く― 光・小笠 「子どもの権利条約」』 をどう生かすか』(エイデル研究所、 喜多明人『新世紀の子どもと学校 とコルチャック先生』(ほるぷ出版、 植書房、 木祥蔵・山本健治編『「子どもの権利条約」を読む』(柘 の研究』(法政大学現代法研究所、一九九二・五) 八・八~二〇〇二・二)/喜多明人『新時代の子どもの 小口尚子・福岡鮎美『子どもによる 『新解説・子どもの権利条約』(日本評論社、 (岩波書店、 一九九七・四)/喜多明人『活かそう! 一九九三・六)/樋渡直哉『子どもの権利条約 九九〇・十)/永井憲一編 子どもの権利条約と日本の教育』(エイデル研 毅編著『ハンドブック子どもの権利条約! 一九九六・五)/大田 一九九七・十二) かかわり合いの知恵を』(岩波書店、 (小学館、一九九五・八)/中野 『子どもの権利条約 -子どもの権利条約 堯『子どもの権利 一九九五・五) 一九九四・一)/ / 永井憲 子どものための 子どもの権利 10000 他編

http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/(注)「子どもの権利条約ネットワーク」のホームペー

子どもの権利条約(抄)

ほんとのまえおき

「子どもの権利条約

どうしたらいいと思う? みんな仲良くするためには、どうしたらいいだろう?

言ったりしたりするのはやめようよ。まず、相手が「いやだなあ」と思うことを

これ、大事だよ。

だから、その人の『わるいところ』ばっかり見て、どんな人にも、『いいところ』と『わるいところ』がある。だって、そしたらみんな「いやだなあ」って思わないでしょ。 やめてほしい。 「あの人はわるい人だ、自分のほうがいいや」なんて思うのは

これが、 いじめたりするのは、もう絶対やめてほしい。「あの人はわるいから」って悪口を言ったり、ばかにしたり、 ひとつめ。

あと、 何だろう?

いろんな『やっていいこと』があるってのを覚えておかなきゃ。自分もほかの人も、同じように、

たとえば、 **゙**ぼくらはサッカーをしてもいいけど、

絶対ないことなんだ。あいつはやっちゃいけない」ってことは、

その子がケガをしていて、走りまわるとひどくなるから、

小口尚子・福岡鮎美(小学館)より 子どもによる子どものための

平和の基礎を成すものであることとが世界における自由、正義及び を考慮し のかつ奪い得ない権利を認めるこ ての構成員の固有の尊厳及び平等 た原則によれば、人類社会のすべ この条約の締約国は 国際連合憲章において宣明され

連合憲章において、基本的人権並国際連合加盟国の国民が、国際 意見、国民的若しくは社会的出身、 言語、宗教、政治的意見その他の すべての人は人種、皮膚の色、性、人権に関する国際規約において、 決意したことに留意し、 生活水準の向上を促進することを 大きな自由の中で社会的進歩及び 信念を改めて確認し、かつ、一層 びに人間の尊厳及び価値に関する 国際連合が、世界人権宣言及び

いかなる差別もなしに同宣言及び財産、出生又は他の地位等による を宣明し及び合意したことを認 自由を享有することができること 同規約に掲げるすべての権利及び

学校の中でも、地球に住む人全員でも、きっと。それでも、「やる」「やらない」って決められるのは、それでも、「やる」「やらない」って決められるのは、それでも、「やる」「やらない」って決められるのは、っていうときとかは、やめたほうがいいかもしれないんだけどさ。っていうときとかは、やめたほうがいいかもしれないんだけどさ。

どんな言葉を話しても、というでも灰色でも黒くても赤くても、というでもどんな大きさでも、どんな顔でもどんな大きさでも、というでもどんな大きさでも、というでもどんな大きさでも、というでも、なるいはなくっても 色がうすくってもこくってもその中間くらいでも、

どんな家に生まれても、どんな性格でもどんな考え方をしても、どんな性格でもどんな考え方をしても、どんな性格でもどんな考え方をしても、どんな神様を信じても(信じなくても)、 な生まれつきおんなじなんだ。忘れないでね。き言った『やっていいこと』ってのはな家に生まれても、

中

・ - 目ともの権利条約」をもっといろんな人が知って、 ちっと、たくさんの人がそれを守ったなら、 だから、いっぱい数はあるけど、 もっとたくさんの子どもを助けられる。 かとう。考えよう。

第 30 条 多いもんにしたがう必要はない

爾や体の特徴がその国の多くの人とは違う神様。 その国の多くの人とは違う神様。 その国の多くの人とは違う神様。 自分たちといっしょに、 自分たちが信じる神様を信じて、 自分たちの言葉をつかっていい。 あたりまえなんだけど。 がって、大事なことなんだよ。 人たちや、先住民の人たちがいくの人とは違う言葉を話していくがその国の多くの人と違った なんだけど。言葉をつかっていい。言葉をつかっていい。 がててっ いる国では、

> 慮し、 ・ の保護及び調和のとれた発 の保護及び調和のとれた発 認めて、おらゆる国特に開発途上国におあらゆる国特に開発途上国にお 次のとおり協定した。

信仰しかつ実践し又は自己の言語己の文化を享有し、自己の宗教を己の集団の他の構成員とともに自て属し又は原住民である児童は、 在する国において、当該少数民族 少数民族又は原住民である者が存 少数民族又は原住民である者が存 第30条 を使用する権利を否定されない